

政策会議 議事概要

開催日	令和3年12月6日	場所	市役所本庁 4階 会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	外出支援サービス事業の見直しについて		
現状	<p>一定の条件に該当する障がいのある人や高齢者、また、栄栗総合病院に通院される透析患者等に対し、タクシー事業を活用することにより、居宅と日常生活や社会参加に必要な行先との間の送迎を行っている。</p>		
課題	<p>外出支援サービス事業は、他市町と比較して利用者に手厚いサービスとなっているが、今後、高齢者世帯等の増加により事業費の増大が見込まれるなか、これまでと同様のサービスを提供し続けることは困難と想定される。</p> <p>また、対象者のうち、「真にバス利用が困難な人」を承認する場合に、申立及び個別判定の方法をとっているが、この承認基準に明確な判断基準（公的な判断基準）がないなどの課題があり、常任委員会等から制度の見直しを指摘されている。</p>		
決定事項	<p>外出支援サービスの目的（役割）を「障害者等福祉」と「移動困難者支援」に区分し、それぞれの目的に応じて、外出が困難な障がいのある人や高齢者の移動を支援する。</p> <p><見直し内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能な制度とするための見直し <ol style="list-style-type: none"> ア. 利用料金の見直し （障害者等福祉と移動困難者支援の区分ごとに利用料金を設定） イ. 町域内での移動に係る利用料金の上限を撤廃 2. 申立及び個別判定の承認基準や判定方法の見直し <ol style="list-style-type: none"> ア. 要介護認定者のうち、日常生活自立度の低い人を明確に本制度の対象となるように変更（要介護の区分に追加） また、要介護2のうち、要介護の区分以外の人を移動困難者支援の区分で本制度の対象とするように変更 イ. 移動困難者支援の対象者の承認について、申立項目を廃止し、すべて個別判定調査を実施するように変更（調査項目も見直し） ウ. 運転免許非所持者の要件を追加 3. その他 <ol style="list-style-type: none"> ア. 透析専用券の選択制 イ. 相乗りのインセンティブ導入 透析利用者について、相乗りのインセンティブを検討する。 		